

## 寒河江市簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 20 日

寒河江市長 齋藤 真朗

### 1 工事名

寒河江市防災行政無線更新工事

### 2 工事の内容

本市では「寒河江市地域防災計画」に基づき、防災行政無線を重要な情報伝達手段として活用している。平成 26 年度に防災行政無線を整備したが、現行の無線方式（MCA 無線）が令和 11 年 5 月をもってサービス終了となることに加え、既設機器の老朽化も進行していることから、市町村デジタル防災行政無線同報系通信システムを再構築する必要がある。また、近年の災害対応を踏まえると、戸別情報配信機能の充実も求められている。

本工事は、これらの課題に対応し、市町村デジタル防災行政無線同報系通信システムを災害時における緊急情報の確実な伝達手段として整備することにより、情報を正確かつ迅速に伝達できる体制を構築し、地域住民の安全・安心の確保と生命・財産の保護を図るものである。あわせて、平常時においても各種行政情報を効率的かつ確実に提供できるよう、必要なシステム及び機器の導入及び施工を行うものである。

そこで、本プロポーザルは、防災行政無線更新工事の受注者の選定にあたり、別紙仕様書等に基づく施工を基本としつつ、価格のみならず技術力及び企画提案の内容等を総合的に評価するため、簡易公募型プロポーザル方式により提案を求め、最も適した受注者を選定することを目的とする。

詳細は「寒河江市防災行政無線更新工事に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」のとおり。

### 3 工事期間

本契約成立日の翌日から令和10年3月10日まで。

ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定に基づき、仮契約締結日から議会の議決日までを仮契約期間とし、議会の議決後に市が受注者に対して仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約が成立するものとする。

### 4 審査会場及び審査日時

- (1) 審査会場 寒河江市役所
- (2) 審査日時 令和8年7月15日（水）

詳細は実施要領のとおり。参加資格要件を満たす四者以上の参加申込があった場合は、実施要領「16 審査 (1) 評価内容 事業者の実績等（配点100点）」の評価点上位三者が企画提案書を提出できるものとする。

### 5 参加資格要件

本工事の簡易公募型プロポーザルに参加するものは、次に掲げる要件を全て満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第3項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 寒河江市建設工事請負契約約款第49条第11号各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律75号）に基づく、破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 代表者及び役員等が、寒河江市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）に規定する暴力団又はその構成員の統治の下にある者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 本プロポーザルの公告から本契約までの期間において、国、山形県又は他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 本工事のプロポーザルにおいて、他の参加申込者の協力企業として参加

していない者であること。なお、協力企業とは、本工事を実施するために工事の全部又は一部を下請負する企業等をいう。

- (11) 参加申込書の提出時点において、本市の競争入札参加資格者名簿の電気通信工事業に登録されていること。
- (12) 東北地方（青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県）に本社（本店）又は従たる営業所のいずれかを有していること。なお、本社（本店）は入札参加資格登録の所在地とし、従たる営業所は本社（本店）から入札及び契約手続に係る年間委任状を受けていること。
- (13) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (14) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 2 に規定する現場代理人を配置すること。
- (15) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置すること。
- (16) 本工事の施工にあたり、本市の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えており、連絡調整及び打合せ等に適切かつ迅速に対処できること。また、十分な提案能力及び業務実績を有していること。
- (17) 過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）において、国又は地方公共団体等から同種の工事（デジタル防災行政無線同報系通信システム整備工事）を元請工事として履行を完了した業務実績を有していること。ただし、1 件につき税抜 5,000 万円以上の契約を対象とする。
- (18) 市町村デジタル防災行政無線同報系通信システムの製造者又は、当該製造者から本市が定める様式により、本プロポーザルに係る当該システムについて、参加申込者を名宛人として発行されたシステム供給証明書（様式第 10 号）の交付を受けた者であること。ただし、同一の製造者に係るシステム供給証明書に基づき参加できる者は一者に限るものとする。

この場合において、同一の製造者から複数者に対して本プロポーザルに係るシステム供給証明書が発行され、複数者から参加申請があったときは、当該複数者の全てについて本プロポーザルの参加資格を認めないものとする。

なお、提案されたシステムが同一の市町村デジタル防災行政無線同報系通信システムであるかどうかの判断は、本市が行うものとする。

## 6 手続等に関する事項

### (1) 参加申込書等の提出

詳細は「寒河江市防災行政無線更新工事に係る簡易公募型プロポーザル実

施要領」のとおり。

(2) 問い合わせ先・提出先

〒991-8601

山形県寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市防災危機管理課

電話：0237-85-1402（直通）

メールアドレス：[kikikanri@city.sagae.yamagata.jp](mailto:kikikanri@city.sagae.yamagata.jp)（課代表アドレス）

担当：椎名

## 7 その他

- (1) 参加に関する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、書類を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替及び再提出は認めない。
- (4) 詳細はプロポーザル実施要領及び仕様書等によるものとする。
- (5) 審査の過程については非公開とする。